

法の一般原則・一般制度(1)

(百選「I-27」～「I-30」)

問題 001

国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法 84 条に規定する租税に当たるといふべきであり、市町村が行う国民健康保険の保険料も、これと異なるところはない。

001 解答：誤り

国民健康保険の保険料は、被保険者において保険給付を受け得ることに対する反対給付として徴収されるものであり、租税とは異なるとした。(I-27)

問題 002

国民健康保険の保険料は、憲法 84 条の規定が直接に適用されることはない。

002 解答：妥当である。(I-27)

問題 003

国、地方公共団体等がふか徴収する租税以外の公課であっても、その性質に応じて、法律又は法律の範囲内で制定された条例によって適正な規律がされるべきものと解すべきであり、憲法 84 条に規定する租税ではないという理由だけから、そのすべてが当然に同条に現れた法原則のらち外にあると判断することは相当ではない。

003 解答：妥当である。(I - 27)

問題 004

国民健康保険の保険料率について、条例が保険料率算定の基礎となるふか総額の算定基準を定めた上で、市長に対し、この基準に基づいて保険料率を決定し、決定した保険料率を告示の方式により公示することを委任したことは、憲法 84 条の趣旨に反する。

004 解答：誤り

憲法 84 条の趣旨に反するということはできないとした。
(I - 27)

問題 005

国民健康保険法 81 条の委任に基づき条例においてふか要件がどの程度明確に定められるべきかは、ふか徴収の強制の度合いのほか、社会保険としての国民健康保険の目的、特質等をも総合考慮して判断する必要がある。

005 解答：妥当である。(I - 2 7)

問題 006

租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、信義則の法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等・公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきものである。

006 解答：妥当である。(I - 2 8)

問題 007

地方公共団体のような行政主体が一定内容の将来にわたって、継続すべき施策を決定した場合でも、右施策が社会情勢の変動等に伴って変更されることがあることはもとより当然であって、地方公共団体は原則として右決定に拘束されるものではない。

007 解答：妥当である。(I - 29)

問題 008

地方公共団体の決定した施策が変更されることにより、工場建設を計画した会社が社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を被る場合に、地方公共団体においてその損害を補償するなどの代償的措置を講ずることなく施策を変更することは、それがやむをえない客観的事実によるのでない限り、当事者間に形成された信頼関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、地方公共団体の不法行為責任を生ぜしめるものといわなければならない。

008 解答：妥当である。(I - 29)

問題 009

国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命および健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負っているものと解すべきではない。

009 解答：誤り

安全配慮義務を負うとした。(I - 30)

問題 010

安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として認められるべきものであって、国と公務員との間においては別異のものである。

010 解答：誤り

国と公務員との間においても別異に解すべき論拠はないとした。(I - 30)